

# 仲裁判断の承認及び執行に関する国際条約の関連規定重畳について — 国際立法動向と中国仲裁制度の問題点を中心に —

楊 嶽

On the Overlap of Articles in International Conventions on the Recognition and Enforcement of Arbitral Awards  
— International Legislation Trend and Problems in the Existing Arbitration System in China —

YANG Ye

## 要　　旨

グローバル時代においては、国際的な商取引から生じる紛争の解決手段として仲裁が国際商事仲裁の名の下に広く用いられるようになったのは当然の成り行きであった。仲裁法制の国際的調和、統一化という目標を達成するには、仲裁判断の承認及び執行に関する制度の国際的調和こそが要求される。

**キーワード：**承認及び執行、条約重疊、モデル法、制度の問題

## Summary

In the era of globalization, international commercial arbitration, as an effective means of settling international trade disputes, is widely adopted. Therefore, it is the demand of the times to realize the harmonization and unification of the arbitration system. Based on that and against the backdrop of international harmonization, the mutual recognition and enforcement of arbitral awards between disputing parties is going toward convergence.

**Keywords:** recognition and enforcement, overlap of international conventions on arbitration, Model Law, problems in the existing arbitration system

## プロローグ

本稿の目的は、国際商事仲裁判断の承認・執行に関する国際的立法状況、現存の問題点及びその発展趨勢を明らかにすることである。すなわち、国際的立法の面から見れば、世界のほとんどの国に受け入れられたニューヨーク条約の重要性は、どこにあるのか。さらに、成立から50年を経過した当該条約は、その後に成立したヨーロッパ条約とUNCITRALモデル法と比べて、どのような不備なところが存在するのか、そしてニューヨーク条約を含めたいくつかの条約が並存している場合、その競合問題を如何に取り扱うべきか。また現在、国際的な範囲で、UNCITRALモデル法の影響力はどこまで広がっているのか。それに当該モデル法は、国際商事仲裁判断の承認・執行を容易、順調ならしめるという点において、どんな役割を果たしているのか。さらに、仲裁先進国の国内立法状況は、如何であるか。中国における国際商事仲裁判断の承認・執行に関する法制度は、どのように変遷してきたのか。国際商事仲裁判断は、中国で如何に承認・執行されるのか、他国と比べて、どんな特徴を有するのか、現行法の問題点は、どこにあるのか。仲裁先進諸外国法より立ち遅れた中国法は、如何に改正すべきか。これらを主要な問題として以下の各部分で各々に検討してみる。

### I. 仲裁及び仲裁規則の重要性

取引に関する紛争を、国家の訴訟の制度による強制的解決に代えて、私人である第三者に委ねて解決を図る仲裁制度は、国際商取引の発展に伴なって、商人の間で広汎に利用されている。国際商取引から生じた紛争の迅速、効率的、公平な解決を、当事者は期待する。ところが、通常の司法裁判所で解決を求めるとき、裁判所の厳格、かつ煩雑な訴訟手続および審級制度により、事件の解決は長引くおそれがある。また、普通の裁判所の裁判官は、商人の間で適用されている商慣習、あるいは専門性の強い商事に関する知識も乏しく、事件を迅速かつ正確に裁判することは困難であろう。特に、国際商取引に関する紛争は、当事者の国籍が相違し、また商品の移動が国境を越え、一件の取引で二国あるいは二国以上の国にかかわっている場合が多い。当事者の方（またはその代理人）は、取引の際に、あらかじめ他方または第三国の裁判所の組織、訴訟手続および実体法を、十分に理解することが非常に難しく、さらに、一国の裁判官も、他の手続法および実体法を熟知することは困難である。そこで、紛争をその分野に精通する専門家に委ねて裁断させることにすれば、上述したデメリットを克服することができる。したがって、この面において仲裁は紛争解決の有効な手段として、大きな機能を発揮することができる<sup>1)</sup>。また、仲裁の契約性に基づいて、仲裁人は「社会の公平及び正義」を守護する裁判官であるわけではなく、特定分野の紛争処理の民間人である。それゆえ、この点から見れば、仲裁は司法制度に属するものではなく、商業制度に属するものといえよう<sup>2)</sup>。

国際商取引が発展すればするほど、紛争も多発し、仲裁の回数も増えてゆく。商取引が繰り返し行われると、時間の推移により、商取引の様式が慣例化され、次第に商慣習が定着する。

それに伴って、仲裁の手続が繰り返し行われるようになると、仲裁に適用される法規範およびその手続規則も固定されていく。その常設の仲裁機関は、一定の専門家を仲裁人名簿に登録し、一定の仲裁規則を制定する。そうすると、商人は、信頼する仲裁人を選任することができるし、仲裁の規則をあらかじめ理解することもできる。したがって、商人の仲裁に対する信頼は、ますます高くなり、紛争を仲裁に付託することも徐々に増大していく。

常設の仲裁機関は、はじめそれぞれの特種業界で組織されていたが<sup>3)</sup>、その後、各種各業の紛争にも対応できるようないわば「総合商社」的な一般的な常設の仲裁機関が設立された。そのもっとも有名なものの一つは、1892年に発足したロンドン仲裁院（London Chamber of Arbitration）である<sup>4)</sup>。さらに1923年にいたって、パリを中心とする国際商業会議所国際仲裁裁判所（International Chamber of Commerce International court of Arbitration 以下では ICC 国際仲裁裁判所と略称する）が組織された<sup>5)</sup>。ICC は、世界各国に支部をおき、商事紛争が発生したときは、ICC 国際仲裁裁判所の規則により、そしてその仲裁人名簿から仲裁人を選任して仲裁を行う。それに、これらの仲裁人候補者は、法学および商慣習に精通する専門家であって、また事務局の事務処理も能率的であるゆえに、ICC 国際仲裁裁判所の仲裁は、世界中の商人によく利用されている<sup>6)</sup>。2000年に同機関に申立てられた仲裁件数は541件に上る<sup>7)</sup>。ついで、1926年に、アメリカにおいて、アメリカ仲裁協会（America Arbitration Association、以下では AAA と略称する）が創立された。AAA は外国に支部をおかないが、1976年にニューヨークに本部を設け、アメリカ国内に35の地方で支部を設置し、5万人以上の個人名が仲裁人名簿に登載されている<sup>8)</sup>。AAA の仲裁範囲は、商事限らず、建設工事、交通事故、労使紛争にまで及び、毎年、6万以上の案件が AAA に係属している<sup>9)</sup>。1996年には、国際事件を処理する紛争解決国際センターが設立され、1999年に、同センターに対し458件の仲裁が申立てられている<sup>10)</sup>。上述の3つの仲裁機関は、国際商事紛争を扱う仲裁機関のうち、代表的なものである。また、アジアにおいては、日本の国際商事仲裁協会（The Japan Commercial Arbitration Association、JCAA と略称）、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre）、中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission、CIETAC と略称）、香港国際仲裁センター（Hong Kong International Arbitration Centre）などがあげられる。現在のところ、世界中の主な国では、国内に少なくとも一つの総合的な常設仲裁機関が設置されている<sup>11)</sup>。

常設の仲裁機関は、それぞれの仲裁規則を有し、その仲裁規則の内容はかなり詳しく、当事者の利用にとって、極めて便利である。一般的には、仲裁事項、仲裁手続を自国の法規範に適わせるために、各国の仲裁に関する立法は強行法規及び公序を規定しているが<sup>12)</sup>、その強行法規と公序に違反しない限り、仲裁手続には、常設仲裁機関の手続規定が適用される。

仲裁の国際的普及に鑑み、国連総会直属の機関である国連国際商取引法委員会（The United Nations Commission on International Trade Law、以下では UNCITRAL と略称する）は、1976年4月に UNCITRAL 仲裁規則を採択した<sup>13)</sup>。この仲裁の規則は、本来、ad hoc 仲裁を前提としているが、現実には、1978年に常設仲裁機関である米州商事仲裁委員会がこれをほぼそのまま自らの仲裁規則として採用したのをはじめ、1979年には、クアラルンプール仲裁センターが、

同センターの仲裁規則による仲裁の合意がある場合には、UNCITRAL 仲裁規則に従って仲裁が行われる旨の規則を制定した。さらに、1982年、AAA は UNCITRAL 仲裁規則における仲裁人の選定担当者となる場合の補則などを定めている<sup>14)</sup>。その他に、ICC の仲裁規則、JCAA の仲裁規則、CIETAC の仲裁規則などがある。これらの規則は、仲裁手続に適用される法の強行規定に抵触しない限り、仲裁手続に適用される<sup>15)</sup>。したがって、国際仲裁判断の承認にあたり、国内法または国際条約によって仲裁判断の合法性について判断するとき、仲裁手続に適用する国内法の他に、その仲裁手続の依拠する仲裁規則を考慮に入れなければならない。国家権力の仲裁に対する干渉の減少に相応して、仲裁規則の重要性が増大する。国際商事仲裁判断の承認に関する問題を考察するとき、仲裁規則の重要性を看過してはならないと思われる。

## II. 国際商事仲裁判断の承認の必要性

国際商取引がグローバル化するにつれて、紛争の発生率が高くなり、これに対応して仲裁の量も増大する。仲裁の結果成立した仲裁判断は、まず当事者の自主的な履行に委ねられているが、仲裁判断の量が膨大であるゆえ、それらすべてが完全に自主的に履行されるということはほとんど不可能である。当事者の不履行に対し、業界から除名されたり、また他の関連業者からの一切の取引を停止されたりする方法で臨むのは、厳しいサンクションであるが<sup>16)</sup>、この方法で目的を成し遂げることができない場合、国家の機関に強制執行を求める必要がある。近代国家の法制は、例外なく、紛争の解決を私人たる仲裁人の判断によることを認めているが、当事者が仲裁人のなした仲裁判断を自主的に履行しない場合、当事者が自力救済をなすことを許さない。そこで、国家の機関に仲裁判断の執行を求めるのであるが、それには、まず仲裁判断のなされた地の国家機関に執行を求めるだけで足りる。例えば、交通事故、建設工事、労使紛争などに関してなされた仲裁判断の執行は、ほとんど国内で解決することができよう。しかし、国際商取引の場合、商品の移動、当事者の財産の所在地が国境を越えるので、仲裁判断のなされた地の国家機関に執行を求めることができないこともある。そこで、仲裁判断の執行を、外国の国家機関に求める必要が出てくる。その結果、執行を求められた国の国家機関にとっては、その国内でなされたものでない非内国仲裁判断の執行請求に対し、助力を与えるか否か、または如何なる手続によって助力を与えるかが問題となる。

## III. 仲裁判断の承認及び執行に関する国際条約の重畳

仲裁制度が国際商取引の商人の間で広く利用されてきたにもかかわらず、20世紀の20年代まで、主要商業国家の間で、制定法をもって外国仲裁判断の執行のための要件または特別手続を規定した国はなく、英米などのコモン・ロー諸国は、仲裁判断が国内でなされたか外国でなされたかを問わず、普通の契約と同じく履行の訴えの原因（cause of action）として、通常の訴訟手続によってそれを承認していた<sup>17)</sup>。ドイツでは、1924年の民事訴訟法改正で、執行判決を執行決定に変えたが、外国仲裁判断の承認についてもそれを同様に適用するか否かは明記していなかった<sup>18)</sup>。1930年の民訴法改正ではじめて、その第1044条に、外国仲裁判断の承認と執行の手続を明記した<sup>19)</sup>。イタリアの民事訴訟法では、外国仲裁判断の承認手続は、外国判決の承認

手続を適用する<sup>20)</sup>。

しかしながら、前述の手続規定は国内法規であり、法規の内容が異なり、当事者の利用にとって極めて不便である。国際商事仲裁を利用する主な目的は、紛争の迅速な解決に求められるが、前述の手続をもってしてはこの目的を達成することができず、国際商取引の発展に対し阻害を生ずることは、明らかである。そこで、仲裁法の統一および仲裁判断の国際的承認を求める努力が続けられた<sup>21)</sup>。しかし、仲裁に関する各国の国内法が多様であり、一部の国が自国の従来の国内法を放棄して他国の法に従うことは、国の体面にかかわるのでそれぞれの国内法を統一するのは、はなはだ困難であった。そこで、とりあえず条約による外国仲裁判断の承認に標的を絞るようになった。最初に登場したのは、1889年のいわゆるモンティビデオ条約である<sup>22)</sup>。続いて、1923年のジュネーブ議定書、1927年のジュネーブ条約、1928年のブスタマンテ法典などがある<sup>23)</sup>。これらの諸条約にはさまざまな欠点があるが<sup>24)</sup>、外国仲裁判断の承認および執行を、外国裁判所の判決の承認および執行から切り離して、独自の国際法原則に基づいて処理することとなり、外国仲裁判断の国際的承認に大いに貢献したのである。

第二次世界大戦後、国際貿易が急激に増え、ジュネーブ条約の適用範囲の狭さ、並びに外国仲裁判断の承認および執行を求める際の申立人に課せられた挙証責任の重さゆえ、外国での執行が非常に難しく、同条約の改善を求める声が広がっていた。1953年5月、国際商業会議所が、ジュネーブ条約に代わる新条約の草案を提出し、国連経済社会理事会主催の国際商事仲裁会議の審議を経て、1958年6月10日に「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（以下ではニューヨーク条約と略称する）が同会議で可決された。ニューヨーク条約は、同条約の適用範囲を拡大し、また外国仲裁判断の承認および執行を求める申立人に課せられた立証責任は、仲裁判断および仲裁合意の提出にとどめ、被申立人がその承認および執行を免れようとするならば、同条約の規定する拒否事由の存在を立証すべきものとした<sup>25)</sup>。

ニューヨーク条約発効後、ヨーロッパ諸国は、戦後の東西貿易の特殊性に鑑み、ニューヨーク条約の簡略な条項ではそれに対応しにくいと判断し、より詳細な条約を必要として、1961年4月21日に、ジュネーブで、「国際商事仲裁に関する欧州条約」（以下ではヨーロッパ条約と略称する）が署名された<sup>26)</sup>。また、戦後に列強の殖民地統治から独立した諸国の経済基盤が弱く、それを援助するため、先進国が出資して国際復興開発銀行（International Bank of Reconstruction and Development、以下では世界銀行と略称する）が組織され、発展途上国に対する民間投資が奨励されるようになったが、これらの民間投資に関し発生しうる紛争について、国際的な調停または仲裁のための施設を設けるため、1966年10月に投資紛争解決国際センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes、以下ではICSIDと略称する）が設立され、並びに同センターの調停および仲裁に関する規定を盛り込んだ「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States、以下では投資紛争解決条約と略称する）が署名された<sup>27)</sup>。

ニューヨーク条約および投資紛争解決条約は、加盟国が多い。すなわち、ニューヨーク条約は、その一般的な性格のゆえ、2014年1月までに中、日、英、米、仏、独、伊などの世界主要

国を含む計149ヶ国が加盟し<sup>28)</sup>、また投資紛争解決条約は発展途上国への援助を目的とするその特殊性に鑑み、2014年の年末まで加盟国も合計で144ヶ国に達している<sup>29)</sup>。ラテン・アメリカの諸国は、最初にカルボ主義<sup>30)</sup> (the Calvo Doctrine) の影響を受けて伝統的な西半球の孤立的な特性を強調し、多くの国は、長期間にわたりモンテビデオ条約およびブスタマンテ条約の原則に固執していたが、1975年1月、米州国家組織の加盟国はニューヨーク条約にならってパナマ条約<sup>31)</sup>に署名した。その条約の誕生を契機に、ラテン・アメリカ諸国は国際仲裁に対し「脱カルボ主義」の態度を探るようになった<sup>32)</sup>。

旧東ヨーロッパ諸国は、ニューヨーク条約に対して熱心であるが、それらの国では、相互間の緊密な経済連携をも重んじて、1972年5月、モスクワでモスクワ条約<sup>33)</sup>に調印した。

上述の他国間条約だけでなく、ニューヨーク条約への加盟前には、多くの国は、特定の他の国との間に、友好通商航海条約を締結した。その条約の中に相互の国民の間でなされた仲裁判断の承認と執行に関する条項が含まれている。例えば、日本は、中国、アメリカ、イギリス、アルゼンチンなどの諸国との間<sup>34)</sup>で、仲裁判断の承認及び執行に関する条項を含む二国間条約を締結している<sup>35)</sup>。中国<sup>36)</sup>、アメリカ<sup>37)</sup>およびドイツ<sup>38)</sup>などの諸国でも類似の状況が見られている。一国内でなされた仲裁判断を他国内で承認し執行することを求めるにあたり、二つ以上の条約の適用が可能である。例えば、ドイツとオーストリアとの間には、二国間条約が締結されているほか、二国とも、ジュネーブ議定書、ジュネーブ条約、ニューヨーク条約、ヨーロッパ条約及び投資紛争解決条約に加盟している<sup>39)</sup>。多数の条約及び国内法が競合した場合、具体的な事件について、条約のいずれを適用するか、または国内法を適用するか、裁判所が国際仲裁判断の承認を求められた具体的な事件の裁判にあたり、いずれの法規を適用すべきか、その適用した法規に対して如何に解釈すべきかなどの問題を考察するにあたっては、競合した法規の内容を比較研究しなければならない。

## IV. UNCITRAL モデル法の重要性

1985年6月21日、国際商取引法委員会の第18会期では、全文36ヶ条からなる「国際商事仲裁に関する国際商取引法委員会モデル仲裁法」(UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration、以下ではUNCITRAL モデル法と略称する)を採択した<sup>40)</sup>。UNCITRAL モデル法は、仲裁契約から、仲裁裁判所、仲裁手続、仲裁判断及び仲裁判断の承認・執行と取消まで仲裁全般にわたる包括的な規定を設けた初めての立法モデルである。

### ① 特徴

UNCITRAL モデル法の特徴として、以下の3点をあげることができる。

第一に、通常は当事者の合意あるいは仲裁機関の規則により定められる仲裁手続についても基本的な規定を設け<sup>41)</sup>、仲裁がまだ十分には普及していない国や不十分な仲裁法しか持たない国々に標準的な立法モデルを示し、結果的に国際的な仲裁の統一を実現しようとしていることである<sup>42)</sup>。

第二に、仲裁判断の依拠すべき規範は、当事者の明示の指定またはそれを欠く場合には仲裁

裁判所が適當と認める抵触規則により定まる具体的な実定法であるということを原則とし、「善と衡平」(ex bono et aequo)による仲裁は当事者の明示の合意がある場合に限ったという点である<sup>43)</sup>。これは取引紛争の結果について当事者の予見可能性の確保をねらったものである。

第三に、各国の司法権の仲裁への介入を極力制限している点である。各国ごとに内容が異なるを得ない司法権の介入を制限することで、仲裁利用者の手続に対する予見可能性を増すことができるるのである。

## ② 各国の仲裁法に対する影響

上記のような特徴を持つこのモデル法は、各国の仲裁法に大きな影響を与えつつある。これに関して、以下の3点を指摘しておきたい。

第一に、モデル法という形が採られたという点についてである。法の統一のためには、条約という形式がもっとも強力であり、条約に従った国内法の改正を義務づけることにより、法統一を確実に達成することができる。しかし、そのような強い効力を持つために、条約に加盟することには各国国内に大きな抵抗が生まれることになる。これに対して、モデル法として推進するのが妥当であるとの見解<sup>44)</sup>があり、モデル法であれば、各国が法統一に価値を見出す限り、そのモデルに合わせた国内法が徐々にではあるが制定されていくことが期待できる。仲裁は、裁判に代わるものであり、仲裁判断の執行判決や取消訴訟の局面において、国家の根幹をなす司法制度との接点を持たざるを得ない。したがって、各国国内法制に応じて、抵抗の大きな部分は適宜修正しつつ採り入れることは、モデル法を採択することの最大のメリットである。

第二に、UNCITRALという国際取引法の分野で実績ある機関が作成したものであることも、各国の立法への影響度をより大きくしているということができる。また、UNCITRALが国連の機関であることにより、先進国が勝手に作成したというイメージに汚されることなく、真に普遍的な評価を得ることができたといえよう。

第三に、UNCITRALモデル法の内容が、すでに多くの国が加盟している1958年のニューヨーク条約と整合的であり、国内法として必要な条約との調和に配慮されているという点も重要なポイントである。具体的には、ニューヨーク条約によってかなりの程度まで統一が達成された外国仲裁判断の承認・執行の要件とほぼ同趣旨の規定をこのモデル法は設けていることがある。

## ③ UNCITRALモデル法を採択し、またはその影響を受けている法域

第位置に、コモン・ロー法システムに属している国家は、以下の通りである。

オーストラリア(1989年)、バミューダ(1993年)、中国香港(1989年)、スコットランド(1990年)、カナダ(1988年)、米国コネチカット州(1989年)、米国オレゴン州(1991年)などは、全面的にUNCITRALモデル法を採択した<sup>45)</sup>。

その他に、国内法の立法に際しモデル法の影響を受けた法域は、米国フロリダ州、カリifornia州及びテキサス州である<sup>46)</sup>。

第二に、大陸法システムに属している国家は、以下の通りである。

ドイツ（1998年）、ブルガリア（1988年）、ハンガリー（1994年）、ルーマニア（1993年）ロシア連邦（1993年）及びウクライナ（1994年）などは、UNCITRAL モデル法を採択した<sup>47)</sup>。

その他に、スイスとオランダの国内法の立法もモデル法の影響を強く受けている。

1986年12月1日に、オランダ新仲裁法が施行された。本法は、旧法の近代化を目指したものであり、国際仲裁と国内仲裁を区別せず、一律に取り扱っているし、本法中には、UNCITRAL モデル法に言及した文言はない。したがって、モデル法のどの部分がどのような影響を本法に与えたのかは、本法の文言からは明確ではないが、本法の趣意書は、本法は実質的にはモデル法から逸脱したものではないと説明している<sup>48)</sup>。

スイス連邦議会の1987年12月18日の議決により、国際私法に関する連邦法が成立し、これに伴ないその第12章である国際仲裁に関する連邦法の改正も成立した。

本法は、1969年に制定された旧法の近代化を目的としたものであるが、本法中には、上記のオランダと類似したやり方を探っているため、モデル法に言及した文言は現れず、それゆえ、モデル法のどの部分がどのくらいの影響を本法に与えたのかは、本法の文言から推定するかぎりなかなか確定できないであろう。しかし、本改正案の検討に際しては、モデル法は参考にされたものの、モデル法の全面的または部分的な採用は行われず、モデル法よりもさらに前進した内容の立法になったとの指摘が行われている<sup>49)</sup>。

UNCITRAL モデル法の採否の結論は別として、今日の国際商事仲裁判断の承認と執行という問題を検討するにあたっては、このモデル法を無視できなくなっていることは疑いのないところである。

## V. 仲裁判断の承認・執行に関する中国法上の問題点

中国における国際商事仲裁判断の承認・執行については、いろいろな問題が存在している。以下ではその主要なポイントをまとめてみよう。

第一に、仲裁判断の承認・執行の申立期限は短いので<sup>50)</sup>、適当に延長することが望まれる。

第二に、仲裁判断の承認・執行に関する手続規定については、国内外の区別を撤廃し、規律を統一する改正を行うべきである。

第三に、「渉外仲裁」については、国際上通用する「混合基準」を採用することが望ましい。

第四に、「社会公共の利益」という用語を「公序」に改正することを期待する。また「公序」に関する狭い解釈を探るべきである。すなわち、国際商事仲裁判断の承認・執行は、求められた国のもっとも基本的な道徳及び正義の理念に違反する場合にのみ拒否されるのである。

第五に、現行の民事訴訟法第3編の仲裁判断の執行に関する規定には、仲裁判断に対する不服申立の期間についての規定が設けられていなかったことに鑑みて、整備すべきであると考えられる。

第六に、中国現行仲裁法は ad hoc 仲裁を認めない。これは国際仲裁の発展方向と背馳していると思う。国際仲裁の大勢に順応して、ad hoc 仲裁だけでなく、友誼的仲裁も認めるべきである。

第七に、現行の中国仲裁法は、仲裁手続準拠法に対する当事者の選択自由を制限している<sup>51)</sup>。これは当事者自治の原則に違背すると思う。当事者に仲裁規則及び仲裁手続準拠法を自由に選択させるべきである。

第八に、中国仲裁法第64条は、「一方の当事者が仲裁判断の執行を申立て、他方の当事者が仲裁判断の取消を申立てた場合、人民法院は仲裁判断の執行を中止する裁定をしなければならない……」と規定している。この点について、国際的な通常のルールと比べて、立ち遅れていると思われる。例えば、ニューヨーク条約第6条は「判断の取消または停止が、……判断が援用されている機関は、適當と認めるときは、判断の執行についての決定を延期することができ、かつ判断の執行を求めている当事者の申立があるときは、相当な保障を立てることを相手方に命ずることができる」と規定している。したがって、ニューヨーク条約の規定のように修正したほうがよいと考えられる。

第九に、中国大陆と澳门との間の仲裁判断の承認・執行について、大陸と香港との執行安排のように、早急に両地域間における判断の相互承認・執行に関する協定を締結することが望ましい。

第十に、大陸と台湾との間の「台湾判決の認可規定」については、その仲裁判断の相互承認・執行に関する内容を改めて整備する必要があると思われる<sup>52)</sup>。

第十一に、中国社会における調和を維持するために伝統的に採られてきた調停と仲裁とを連係させること<sup>53)</sup>は、その実効性に懷疑を抱かせると思われる。少なくとも、仲裁及び調停という概念を前提とするかぎり、これら二つの紛争処理手続が異なる性格を有するものであることは認めざるをえない。そうであるならば、仲裁と調停を連係させるとしても、仲裁人と調停人とは、そこで果たすべき役割ないし機能は同じではなく、むしろ対立するとさえ言える以上、同一人がこれを兼任して、その職務を両立させることは困難であり、しかも矛盾することになる。調停は、友好的な当事者間の関係を将来にわたって維持し、自発的に和解を成立させることができるように、当事者が主体性をもって交渉する場であることから、必ずしも対論主義的手続構造をとらない。例えば、コーカスにおいては内密情報なども提供されることがあるのに対して、仲裁では、あくまで当事者が自己に有利な事実を主張しつつ、第三者の判断を仰ぐという手続構造がとられるのであるから、自己に不利な事実に対して反駁を加えることはあっても、自らそれを提出することは一般的には考えにくい。にもかかわらず、調停を仲裁に連係させ、同一人が調停人と仲裁人を兼任するとなると、調停における内密が守られないばかりか、調停で提供された事実や情報によって予断をもち、これが不当に流用され、不正な仲裁判断がなされてしまうおそれを否定できず、その結果、そのような仲裁判断は取り消され、または、その承認・執行が拒否される、といった事態になりかねないのである<sup>54)</sup>。したがって、仲裁法に定められた調停を仲裁に連係させる条項について、適切な改正の必要<sup>55)</sup>があると考えられる。

## エピローグ

ニューヨーク条約の発効から50余年が経過した。同条約を実施するため、各締約国は自国の国内法を整備している。現在、世界のほとんどの国は、当該条約に加入しているので、国際商事仲裁判断の承認・執行においては、大きな障害が存在しないといえる。またUNCITRALモデル法の誕生をきっかけにして、国際商事仲裁は、統一法の道へ進みつつあり、しかもUNCITRALモデル法を国内法化する国が増加しつつあるので国際商事判断の承認・執行を容易ならしめる。本稿は、国際商事仲裁判断の承認・執行についてのみ、ニューヨーク条約、UNCITRALモデル法、仲裁判断の承認・執行と関連した国際条約、主要国の国内立法及び同条約の適用に関する国内外の判例の検討を試みた。

ニューヨーク条約第7条に定められた最も有利な条項によると、同条約が締約国の国内法及び他の条約の適用を排除しないために、具体的な承認・執行事件について、適用する条約または国内法が競合する場合がある。また同条約及びUNCITRALモデル法は、主に承認・執行に関する拒否事由を規定するにすぎず、承認・執行の手続は各國の国内法に委ねている。また当事者の行為能力に関する法律適用も同様である。したがって、各國の承認・執行手続、及び当事者の行為能力に関する規定は多様化しており、国際立法のカテゴリーで如何にこれらの問題を解決するかは、議論の焦点となる。ニューヨーク条約とUNCITRALモデル法は、以上の問題点が存在しているにもかかわらず、多くの国は、仲裁判断の承認・執行を容易ならしめるために、国内法を改正し、または新たに立法するような積極的な対策を探っており、また各締約国の裁判所もニューヨーク条約の適用について、好意的な解釈を行っている。

例えば、1981年フランス新民訴法及び1998年ドイツ新仲裁法は、国内外の仲裁判断の判定について、「属地主義」を採用したのはその例である。また、国内法により、ニューヨーク条約の適用する範囲を拡大することも可能であろう。例えば、同条約への加盟に際して、同条約の第1条の相互主義留保を宣言しても、国内法で同条約の規定内容をすべての外国仲裁判断に対して適用する旨を規定することができると思われる<sup>56)</sup>。

UNCITRALモデル法制定後、主要な商業国家の仲裁法につき多くの改正がなされ、特に、1996年のイギリス仲裁法及び1998年ドイツ仲裁法の改正内容は、ほとんどモデル法を受容したので<sup>57)</sup>、将来、中国仲裁法の改正にとって、参考に値する点が多い。経済発展を外資導入及び貿易輸出入に依存する中国の国際貿易情勢に鑑み、ニューヨーク条約の適用ができない外国仲裁判断について、承認しないまたは中国民訴法第269条の規定を適用して承認・執行するのは厳しすぎるのではないか。商取引を促進するため、中国はむしろドイツ新仲裁法のような緩和の承認・執行要件を採用すべきではなかろうか。今こそ、中国において、仲裁に関する法整備を全面的に検討する時期であると思われる。

## 主要参考文献

- 大隈一武『国際商事仲裁の理論と実務』(中央経済社、1996)  
貝瀬幸雄『国際化社会の民事訴訟』(信山社、1993)  
喜多川篤典『国際商事仲裁の研究』(東京大学出版会、1978)  
小島武司=高桑昭『注解 仲裁法』(青林書院、1988)  
小山昇『仲裁法 新版』(有斐閣、1983)  
澤田寿夫『解説国際取引法令集』(三省堂、1994)  
高桑昭『国際商事仲裁法の研究』(信山社、2000)  
陳治東『国際商事仲裁法』(法律出版社、1998)  
松浦馨=青山善充『現代仲裁法の論点』(有斐閣、1998)  
李虎『国際商事仲裁裁決の強制執行—特別述及仲裁裁決在中国の強制執行』(法律出版社、2000)

## 注

- 1) 「国際商事仲裁システム高度化研究会報告書」は、訴訟と比較した場合の仲裁の長所として、①当事者が選んだ、紛争事案の専門家による判断、②具体的な事案に即した妥当な解決、③迅速性、④廉価性、⑤手続の柔軟性、⑥手続・判断の非公開、⑦友好関係の維持、⑧国際性、の合計8点を列挙している。『JCA ジャーナル』、(社団法人—国際商事仲裁協会)、1996年6月増刊号、30~33頁参照。
- 2) 宋連斌著『国際商事仲裁管轄権研究』、法律出版社、2000年版、36頁。M. Saville, *The Origin of the New English Arbitration Act 1996: Reconciling Speed with Justice in the Decision-making Process*, in 3 (1997) *Arbitration International*, Vol. 13, pp. 248-251.
- 3) 喜多川篤典著『国際商事仲裁の研究』、東京大学出版会、1978年版、45、75頁。
- 4) 1892年に設立されたロンドン仲裁院は、1903年にロンドン仲裁裁判所 (London Court of Arbitration) と名称を変更し、また1975年に The London Court of International Arbitration に改めた。ロンドン市、ロンドン商工会議所 (London Chamber of Commerce and Industry) および仲裁人協会 (Institute of Arbitrators) の三者共同で運営される。谷口安平「主要国の仲裁制度—連合王国」、小島武司=高桑昭編『注解 仲裁法』、青林書院、1988年版、504頁。注1前掲書72頁参照。
- 5) 陳治東著『国際商事仲裁法』、法律出版社、1998年版、79頁。
- 6) 注1前掲書70~71頁参照、陳・注5前掲書79~80頁参照。
- 7) 中村達也著『国際商事仲裁入門』、中央経済社、2001年版、176頁。
- 8) 陳・注5前掲書86頁参照。
- 9) 陳・注5前掲書86頁参照。
- 10) 中村・注7前掲書176頁参照。
- 11) 例えば、ドイツ仲裁協会、ストックホルム商業会議所仲裁裁判所、フィンランド中央商業会議所仲裁委員会、オーストラリア国際商事仲裁センター、クアラルンプール仲裁地域センター、インド仲裁協会、大韓商事仲裁院などである。注1前掲書61~90参照。
- 12) 例えば、フランスの民事訴訟法第1498条、アメリカ連邦仲裁法第201条、ドイツ民事訴訟法第1044条、ジュネーブ条約第1条と第2条、ニューヨーク条約第5条、UNCITRAL モデル法第36条などである。高桑昭著『国際商事仲裁法の研究』、信山社、2000年版、193頁。
- 13) 高桑・注12前掲書201頁参照。
- 14) 澤田寿夫編『解説国際取引法令集』、三省堂、1994年版、452頁。
- 15) 例えば、UNCITRAL 仲裁規則第1条第2項は「この規則は仲裁を規律する。ただし、この規則の一部が、仲裁に適用される法律の強行規定に抵触する場合には、その強行規定が優先する」と規定している。
- 16) 喜多川・注3前掲書4頁参照。
- 17) 喜多川・注3前掲書138頁参照。
- 18) 呉松枝「外国仲裁判断の承認と執行—1958年6月10日のニューヨーク条約を中心として—(1)」、『JCA

ジャーナル』、1988年6月号、10頁。

- 19) 小山昇『仲裁法 新版』、有斐閣、1983年版、228～229頁参照。松浦馨「主要国の仲裁制度—ドイツ連邦共和国」、小島＝高桑・注4 前掲書551～552頁参照。
- 20) 1942年のイタリア民事訴訟法第800条参照。
- 21) 宋航著『国際商事仲裁裁決の承認と執行』、法律出版社、2000年版、21頁。
- 22) この条約には仲裁判断の承認及び執行に関する規定が設けられている。そのうえ、1940年の同条約の修正案では、判決と仲裁判断とを同様に扱い、その承認・執行に関してかつての条約よりも詳しい規定を設けている。周曉燕編『解決済外経済紛糾的法律と実務』、中信出版社、1999年版、67頁参照。
- 23) この条約では外国判決の執行については詳しい規定があるが、仲裁に関してはほとんど何も規定していない。
- 24) 例えば、ジュネーブ条約の規定する外国仲裁判断の承認または執行の要件は厳しく、その要件が具備しているか否かは、仲裁判断の承認または執行を求める当事者が立証しなければならない。特に、同条約第1条第2項d号の「判断がそのなされた国において確定した」とことを立証するためには、事実上、仲裁判断がなされた地の司法裁判所にその判断の承認を申立てる必要がある。すなわち、仲裁地及び執行地の裁判所に承認を求める「二重の承認 (double exequatur)」の手続を必要とするのである。また同条約第2条の規定する事由の有無は、被申立人の抗弁を待たずに、裁判所が職権によって審査することができる。裁判所がその事由の存在を認めたときには、当該裁判所は、仲裁判断の承認または執行の申立を拒否すべきである。結果として、仲裁判断の敗者が自主的に履行しないとき、仲裁判断のなされた国以外の締約国内で仲裁判断の承認及び執行を求めるることは、至難なこととなる。
- 25) ニューヨーク条約第5条参照。
- 26) 1990年までに、ヨーロッパは経済制度の異なった二つのグループに分かれた。そこで、当時の東西間の貿易に関する紛争をより円滑に解決しようとして、ニューヨーク条約より詳しいヨーロッパ条約の締結に至ったのである。ヨーロッパ条約を適用できる仲裁判断の範囲は、ニューヨーク条約より狭いが、ヨーロッパ条約は仲裁人の選定、仲裁裁判所の組織及びその機能を規定しているので、この点に関し、ニューヨーク条約より広い範囲を有する。これは、当時東西間貿易から生ずる紛争の解決を、念頭においたものであると思われる。
- 27) 投資紛争解決条約による仲裁の一方の当事者は、締約国であり、他方の当事者は他の締約国の国民である。他の締約国の国民とは、仲裁に付託することに同意した日、かつ仲裁の請求が同センター事務局長に登録された日に、紛争当事者である国以外の締約国の国籍を有する自然人または法人である者をいう（当該条約第25条第2項(a) 参照）。また紛争の内容は、投資に関するものに限る（当該条約第1条第2項参照）。
- 28) 出所、UNCITRAL ホームページ。
- 29) 出所、United Nations Information Centre ホームページ。
- 30) カルボ主義は、カルボ条項とも呼ばれる。19世紀末から20世紀初頭にかけて、ラテン・アメリカ諸国が、コンセッションなど外国人（企業）との間で結んだ契約に挿入した条項で、外国人の本土による外交保護の行使を封じることを目的としたものである。ただし同主旨で制定された国内法規を指すこともある。アルゼンチンの国際法学者カルボにちなんだ通称である。外国人に対し契約から生ずる如何なる問題についても本国の外交保護権の行使を求めない旨を約束させるという典型的なものから、外国人が契約に関しては国内民と同等の地位にあることを規定したもの、契約上の紛争解決手段を国内手続に限定するもの、あるいはこれらを組み合わせたものなどがあった。『国際関係法辞典』、国際私法学会編、三省堂、1995年版、151～152頁。
- 31) 岩崎一生「国際商事仲裁に関する米州国際条約（パナマ条約）」、小島＝高桑・注4 前掲書871頁参照。
- 32) See A. Redfern & M. Hunter, *Law and Practice in International Commercial Arbitration* (2nd ed. 1991), p. 467.
- 33) 旧東欧共産圏諸国の社会経済体制の特異性に鑑み、それぞれの経済関係を強化するため、旧東欧諸国は、1972年5月26にモスクワで「経済・科学・技術協力関係により生ずる民事紛争の仲裁による解決に関する条約」（モスクワ条約）を締結した。この条約に基づき、1974年に「COMECON 諸国商業会議所仲裁裁判所の仲裁手続に関する統一規則」が制定され、この規則の第35条によると、仲裁裁

- 判所の判断は最終的（final）であり、控訴は許されないとされている。
- 34) 仲裁判断の承認と執行に関して日本が締結した二国間条約は1997年3月31日までに15である。本文に掲げたものその他に、旧ソビエト、パキスタン、ポーランド、旧ユーゴスラビア、旧チエコスロバキア、ペルー、エル・サルバドル、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、旧東ドイツがある。
- 35) 例えば、1974年の中日間の貿易に関する協定第8条第3項、1953年の日米間の友好通商航海条約第4条第3項、第4項、1962年の日英間の通商航海条約第24条及び1966年の日本とアルゼンチン間の友好通商航海条約第7条である。
- 36) 例えば、中国はニューヨークに加盟する前、1974年の「中日貿易協定」第8条第4項、及び1979年の「中米貿易協定」第8条第3項に「両締約国は、仲裁判断について、その執行が求められる国の法律が定める条件に従い、関係機関によってこれを執行する義務を負う」と定めている。
- 37) アメリカは、ニューヨーク条約に加盟する前、1950年から1966年にかけて、アイルランド、ギリシャ、イスラエル、イタリア、デンマーク、日本、旧西ドイツ、イラン、オランダ、韓国、ニカラグア、パキスタン、フランス、ベルギー、ベトナム、ルクセンブルクなどの諸国との間に、同趣旨の二国間条約が締結された。呉・注18前掲論文（1）11頁参照。
- 38) 旧西ドイツは、スイス、イタリア、アメリカ、旧ソビエト、ベルギー、オーストリア、オランダなどの諸国と二国間条約を結んでいる。柏木邦良「ニューヨーク条約に関する西ドイツ判例の研究」、商事仲裁研究所委託論文（社団法人 国際商事仲裁協会）、1983年3月号、3頁。
- 39) 大隈一武著『国際商事仲裁の理論と実務』の「仲裁に関する国際条約・通商条約締約国一覧表」、中央経済社、1996年版、194頁。
- 40) 高桑・注12前掲書295頁参照。
- 41) UNCITRAL モデル法第18条から第27条まで参照。
- 42) 岩崎一生「UNCITRAL 国際商事仲裁模範法の各国内法に与えた影響」、松浦馨＝青山善充編『現代仲裁法の論点』、有斐閣、1998年版、62頁以下。
- 43) UNCITRAL モデル法第28条参照。
- 44) 岩崎・注42前掲論文（松浦＝青山編『現代仲裁法の論点』）69頁参照。
- 45) 李虎著『国際商事仲裁裁決の強制執行—特別述及仲裁裁決在中国の強制執行』、法律出版社、2000年版、56頁参照。
- 46) 岩崎・注42前掲論文（松浦＝青山編『現代仲裁法の論点』）66～68頁参照。
- 47) 李・注45前掲書51～53頁参照。
- 48) 貝瀬幸雄著『国際化社会の民事訴訟』、信山社、1993年版、458頁参照。貝瀬幸雄「主要国の仲裁制度—オランダ」、小島＝高桑・注4前掲書669頁。
- 49) 石黒一憲「スイスの新国際仲裁法について」、商事仲裁研究所委託論文（社団法人 国際商事仲裁協会）、1989年版、2頁参照。
- 50) 中国における国際仲裁判断の承認・執行の申立期限は、自然人の場合は、1年で、法人の場合は6ヶ月である。
- 51) 中国仲裁法第32、41条。
- 52) 「台湾判決の認可規定」の主な内容は以下のようなものである。つまり、a. 台湾地域関係法院の民事判決（仲裁機関の仲裁判断を含む）は、当事者一方の住所地、常居所地または財産所在地が大陸にある場合、相手方は管轄権のある人民法院に認可を申し立てることができる。b. 被執行人の住所地、常居所地または財産所在地の中級人民法院は、受理する権限がある。c. 申立人は、申込書を提出し、かつ「一つの中国」という原則に違反していない台湾地域関係法院の民事判決書（仲裁機関の仲裁判断書を含む）正本又は誤りがないという認証を経た副本、およびその他の証明文書を添付しなければならない。d. 当事者が台湾地域関係法院の民事判決（仲裁機関の仲裁判断を含む）の認可を申し立てる場合、当該判決（仲裁判断を含む）の効力が発生後、1年内に提出しなければならない。e. 「台湾判決の認可規定」第9条は、拒否事由について次のように規定している。1、認可の申立が受理されたが、なお効力を認められない民事判決であること。2、被告が欠席した場合、または法院の正式な呼出しがされていない場合、あるいは、被告に訴訟行為能力がなく、適当な代理がなされてい

ない状況でなされたものである場合。3、案件が、人民法院の専属管轄に属する場合。4、案件の双方当事者が、仲裁合意をなしていた場合。5、本案について、すでに人民法院、または外国、国外地域の裁判所が判決を下し、あるいは国外仲裁機関が仲裁判断をし、かつ人民法院が承認している場合。6、認可を申し立てた判決が、国家の法律の基本原則に違反し、又は社会公共の利益に損害するおそれがある場合。問題は、「台湾判決の認可規定」第9条に定められている六つの拒否事由が、第19条によって、仲裁判断にもそのまま適用されるのかどうかということである。第9条に定められた拒否事由を詳しく分析すれば、その中にはいくつか仲裁判断には適合しないものがみられる。すなわち、第9条に列挙された6つの拒否事由の中で2、5、6は適合するが、4は、仲裁判断の承認・執行に関する認可拒否の事由ではなくて、むしろ仲裁判断の承認・執行の認可に必要な要件である。また、3についても検討する必要があり、中国の関連法規定に基づいて、案件が人民法院の専属管轄に属する場合、当事者は他国の裁判所を選択することはできなくても、仲裁を選ぶ可能性はある。さらに、仲裁判断書は、民事判決に関する効力が確定していないものに属すると考えれば、1は、仲裁に適用できないであろう。

- 53) 中国仲裁法第51条は、当事者が任意に調停を求める場合、仲裁庭は仲裁判断を行う前に調停を試みることができ、調停が不調に終わった場合は仲裁判断を迅速に出さなければならないと規定している。
- 54) 猪股孝史「仲裁と調停の連係許容性とその限界（三・完）」、『桐蔭法学』第6巻2号（2000年）、72～73頁。
- 55) 中国仲裁法は、調停人と仲裁人が同一人であることを許すか否かについて、一切触れていない。もし許すとするならば、如何に仲裁段階における仲裁手続の公正さが十分に確保されるか、という疑問が残っている。学説上、仲裁人がそのまま調停人として行動することができるのかどうかについては、三つに大別されている。すなわち、①同一人が仲裁人と調停人を兼任することを許す立場、②当事者の同意があれば同一人でもよいとする立場、③別人でなければならぬとする立場である（小島武司著『現代法律学全集59 仲裁法』、青林書院、2000年版、23～24頁）。そのうち、①説と②説の立場に立つならば、次の問題が出る可能性がある。つまり、調停で取得した情報が相手方の反論に曝されるおそれがあるばかりではなく、手続的に適切なコントロールを欠いたままで仲裁判断のために不当に流用されてしまう疑いも存在する。したがって、私は、③説のほうが妥当であると考えている。
- 56) ドイツ新仲裁法第1061条第1項は、すべての外国仲裁判断がニューヨーク条約に適用すると規定している。
- 57) 佐藤安信「紛争処理の民営化？—実務家のための1996年英国仲裁法概説（1）～（4）」、『JCAジャーナル』、1998年6月～9月号、春日偉知郎「ドイツの新仲裁法について（上）・（下）」、『JCAジャーナル』、1999年7月～8月号参照。

（原稿受理日 2015年9月25日）